

核戦争防止 兵庫医師の声

第 92 号 2014 年度 冬号

発行 核戦争を防止する

兵庫県医師の会

〒 650 - 0024

神戸市中央区海岸通 1-2-31

神戸フコク生命海岸通ビル 5 F

兵庫県保険医協会内

電 話 078 (393) 1807

振 替 01130-6-57830

阪田雅裕元内閣法制局長官が講演

憲法解釈を崩壊させる閣議決定



解釈改憲の問題点を訴える阪田元内閣法制局長官（右上）
講演会には医師・歯科医師ら 160 人が集まった（左）

九条の会・兵庫県医師の会は 11 月 16 日、兵庫県保険医協会、兵庫県民主医療機関連合会、反核医師の会との共催で、阪田雅裕元内閣法制局長官を招いて講演会「法の番人、元内閣法制局長官が語る 集団的自衛権が許されないわけ」を行い、市民ら 160 人が参加した。

内閣の下で法律案の憲法適合性などの審査を行う内閣法制局長官をつとめた阪田氏は、集団的自衛権とは何かを明らかにした上で、安倍内閣が行った閣議決定が、憲法 9 条のもとで個別的自衛権を担保する必要最小限度の実力として自衛隊が位置づけられてきたこれまでの憲法解釈を崩すものであると批判。憲法改正という正規の手続きも無視して、一内閣の判断で、外国の戦争に参加できるという集団的自衛権を認めてしまうことは大きな問題であると訴えた。以下に講演の詳録を掲載する。

法律と憲法

日本の法令のヒエラルキーは図 1 の通りだ。最も上位に憲法があり、その下に法律、政令、省令と続く。そして、その中心をなしているのは法律である。

では、法律とは何か。いろいろな言い方があ

るが、一

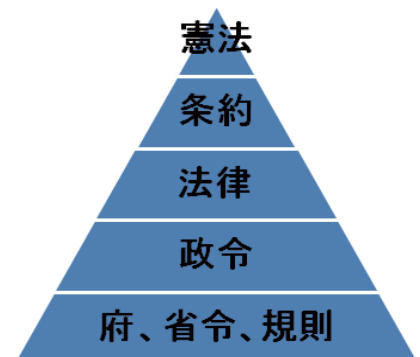


図 1 国法のヒエラルキー

2 面へつづく

1面からつづく

言で言えば、「統治の道具」だ。近代民主主義国家では、唯一の統治の手段が法律となる。

これはどういうことかという、人は皆一人ひとりが自由な存在であり、全ての基本的人権を享有している。しかし、多くの人が社会をつくって共同生活をする場合には、全員がやりたい放題では、あちこちで衝突が起こり、夜もおちおち眠れないことになってしまう。そこで、それぞれ少しずつ、他人の幸せのために我慢させられることになる。難しく言うと、公益、公共の福祉のために少しずつ各人の人権を侵害せざるを得ないことになる。こうした人権の侵害は、近代民主主義国家では、法律によってのみ許される。

たとえば、皆さんは医師だが、他にも医師になりたい人はいるだろう。国民には職業選択の自由があるから、本来なら誰でも医師になることができるはずだ。しかし、そんなことは許されない。専門的な教育を受けて、試験を受けて資格を得た人だけしか医師になれない。これは職業選択権の制限だ。

税金も同じだ。国民はそれぞれ財産権を保障されているはずだが、国はそれを横取りしていく。しかしそれをしなければ、神戸のように美しい街は作れないし、国民に等しく医療を提供することもできないだろう。こうした人権の侵害は法律でなければならない。

これは日本だけでなく、世界中どこでも法治国家であれば同じだ。私たちは、若い頃「法律は、男を女にすること以外は何でもできる」と教わったが、それぐらい法律は万能の統治手段なのだ。

憲法の役割は国家権力の歯止め

さて、法律が制定されれば、国民はそれに従わなければならない。気に入らないからといって、無視したり、勝手に解釈したりすることはできない。

その法律が、唯一逆らうことができないのが憲法だ。法律は国会の多数決で決められる。では何を決めてもいいのか。

たとえば、現在の国会では男性の方が圧倒的に多い。そこで、実際にはそんなことを思っている議員はいないと思うが、ある議員が「男性の方が偉いから、女性は1票ではなく、0・5票にしよう」と言いだし、それを定めた法律が国会で可決されたとする。しかし、そんな法律は効力を有さない。なぜなら、憲法がいけないと定められているからだ。

多数も誤ることがあるし、多数による暴力を許さない、

どんなに民主主義だといい、国民の多数が賛成だからといって、少数者、もしくは多数に属さない人の人権を不当に侵してはいけないということを憲法は定めている。

つまり、憲法は、最も有力な統治の手段たる法律の作り方も含めて、統治のためのルールを定めている。

国民は、憲法の枠内での統治を委任しているのであり、憲法を守る主体は統治権力だ。憲法 99 条は、国務大臣や国会議員、裁判官その他の公務員など統治権力の担い手に憲法を守るべきことを命じていて、国民が憲法を守らなければならないなどは規定していない。

多くの人は憲法が「法律の親分」のようなものだと思っているが、憲法と法律とでは名宛人が全く異なる。だから、憲法を守るべき政府が、勝手に憲法を解釈するなどというのは、国民が法律を勝手に解釈して、それに従わないことと同じだ。もし憲法に統治にとって不都合な規定があるのなら、国民にそのことを説明し、賛成してもらって、その規定を変更するのが、デュープロセス、政治の正しいあり方だ。

立法における政府の重要な役割

今、日本には法律が約 1900 ある。そして、毎年百数十本の法律が制定されている。多くは、それまでの法律の一部を改正するもので、新法は 20～30 本くらいだ。法律案には内閣が提出するものと議員が提出するものがある。可決され成立する法律の 8 割が閣法、つまり政府が提出した法律案である。議員が提案する法律を議員立法というが、全体の 2 割程度だ。

さらに、中身についてみると、たとえば社会保障制度に関する法律や税法のように難しい法律、特定秘密保護法のように与野党間で厳しい意見の対立があるもの、自衛隊の海外派遣のように憲法との関係が問題になるもの、そうしたいわば中身の濃い法律のほとんどは政府提案だ。国会が立法府ではあるが、実際には政府が立法過程で大きな役割を果たしている。

政府の法律案をチェックする内閣法制局

さて、政府が法律案を作成する時の一丁目一番地が憲法適合性のチェックだ。そして、その前提として、政府が憲法の各条について正しい理解をしていることが必要だ。違憲・無効の法律が続出したのでは、社会が大混乱する。だから、政府の憲法解釈は、裁判所の憲法判断以上に重い意味を持っている。その解釈などを担っている

3面へつづく

2面からつづく

のが、内閣法制局だ。

法制局は政府提出の法律案には全て目を通す。そして、憲法適合性だけでなく、法律の趣旨が全うされているか、他の法律と矛盾しないのかなど、さまざまな視点からのチェックをしている。

法律の憲法適合性について例を挙げてみよう。私の法制局在職中のことだから少し古い話になるが、「裁判員裁判法」が制定された。今では施行されて5年が経過し、定着した感もあるが、憲法との関係では問題をはらんでいた法律だ。

問題になったのは憲法第32条や37条との関係だ。憲法第32条には「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と、第37条には「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と書かれている。ここでいう「裁判所」が神戸地裁などの建物、場所を指しているのではないことはいうまでもない。それは法と事実と良心に従って適正・公正な判断をすることができる裁判官によって構成される法廷という意味だ。その判断の公正を担保するために、憲法はさまざまに裁判官の身分を保障している。

つまり憲法は、政治的な圧力に屈したり、世論の動向に左右されたりしないで裁判が行われることを期待している。しかし、裁判員裁判とは裁判に民意を取り入れる仕組みだから、憲法が全く予定していないものだ。むしろ民意から独立して行うのが憲法が予定した裁判だから、矛盾しているともいえる。この矛盾を克服する、つまり民意を反映させつつも公正な判断を維持するためにさまざまに工夫をしたのが現在の裁判員裁判の制度なのだ。

また、行政が憲法に適合した形で遂行されているかどうかをチェックすることも法制局の大きな役割だ。1985年、「戦後政治の総決算」を掲げた当時の中曽根総理が靖国神社公式参拝を行った。それまで政府は、宗教施設である靖国神社に国務大臣が国務大臣として参拝するのは、国の宗教活動に当たるおそれがないとはいえないとして、いわゆる公式参拝を差し控えてきた。しかし、戦後60年の節目にぜひこれを実現したいという中曽根総理の強い意向だった。

ここで、「ダメです」と言うのは簡単だが、内閣法制局は内閣の組織だし、私が所属している法律事務所のように多くのクライアントを持っているわけでもない。政府が唯一のクライアント。だから、まずは何とかやれる方法がないかと考える。靖国神社は神社であり宗教施設

であることは間違いないから、そこで、二礼二拍手一礼という、正式な神道の方式でお参りをしたのではをしたのでは、宗教活動に当たってしまう。そこで安保法制懇と同じように総理の私的諮問機関だった靖国問題懇談会でいろいろと議論をしてもらって、神社に行っても手水を使わない、社殿の中にも入らない、階段を上ったところで礼だけをする「社頭一礼」方式というのを採っていただいた。

靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるというのは国民の常識ともいえるから、この方式であれば、宗教施設としての靖国神社を応援するためではなく、戦没者に追悼の誠を捧げるために参拝していると評価してもらえると考えたわけだ。残念ながら、学会では全く評価されなかった。

最高裁判所が違憲判決を出さない理由

この公式参拝に対しては、違憲訴訟も起こされた。自衛隊のイラク派遣も同様に違憲訴訟が起こされた。しかし、この種の訴訟で政府が負けることはない。なぜなら、事件性がないからだ。裁判というのは、それによって法的な利益が得られることが前提である。法律用語で「訴えの利益」というが、簡単に言えば「首相の公式参拝や自衛隊のイラク派遣とあなたの利害と何の関係がある」ということだ。たしかに不愉快かもしれないが、これらの行為によって原告の法的な利益が害されているわけではないということだ。

もう一つ、最高裁は別の理由で合憲・違憲の判断を行わないことがある。それは、「統治行為論」というもので、たとえば米軍の駐留の合憲性が争われた砂川事件では、こうした「高度の政治性を有するもの」が違憲かどうかの法的判断は、内閣や国会の政治的な判断と不可分であって、裁判官という官僚集団がつかさどる「裁判所の司法審査権の範囲外」であるという考え方だ。恵庭事件や長沼ナイキ訴訟など、自衛隊の合憲性についても過去に何度かが争われたが、最高裁の判断が示されたことはない。こうした制約から、今回、集団的自衛権の行使を容認することになったとしても、その憲法適合性を最高裁が判断することは望み薄ではないかと思う。

さらに、最高裁による「違憲審査」には判断が事後的になるという問題もある。たとえば、昨年非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1であると定めた民法900条4号を違憲とする最高裁の判断が示されたが、この裁判の対象となった事件、相続は、2001年に起きたも

4面へつづく

3面からつづく

のだ。その後も毎年、日本全国ではおそらく何百件も、相続人に嫡出子と非嫡出子の両方がいる相続が発生していると思う。それが全部、今頃になって遺産分割のやり直しということになったら、大混乱だ。そこで最高裁は、これまで平和理に遺産分割を終えている相続については、もう争わないでください、とっているのだが、それはそれで法の下の平等に反することになる。

すべての法律は、憲法に適合しているという前提で執行され、その上に社会的な事実が積み上がっていく。その法律の規定がいったん違憲、無効となると、それまでに築き上げられて法的な秩序が根底から覆されることになり、社会に大きな混乱が起きるから、最高裁も違憲判決を出すことにはどうしても慎重にならざるを得ない。やはり立法段階での憲法適合性の審査が果たす役割、そしてその前提となる政府の憲法解釈の意義は極めて大きいと考えている。

政府のこれまでの憲法9条の解釈

とりわけ憲法9条については、政府の解釈が大きな意味を持ってきた。これまでの国会での憲法論議は圧倒的に9条をめぐるものが多く、政府の9条の解釈をこうした国会での議論の積重ねの中で、いわば長年にわたって風雪に耐えながら築かれてきたものといえよう。「あの場合はどうだ」「この場合はどうなる」と重箱の隅をつつくような議論を経てきたものであるだけに、9条に関する政府解釈は見事な論理的整合性を保っていると思う。

今回の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、そうした論理体系の、てっぺんを変えようというものだ。しかし、その氷山の水面下には、これまで積み上げられた体系がある。集団的自衛権を容認するとなれば、こうした論理体系を根っこから再構築することが必要になる。

今、集団的自衛権に対する国民感情としては、「集団的自衛権というのはよく分からないが、中国も軍事力を増していて、北朝鮮も怖い。日本もできることがあればしたほうがいいんじゃないか」というものだろう。

しかし、「憲法にはなんと書いてありますか」と聞くと「よく分からない」という人が多い。

憲法第9条1項は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」というものだ。

これだけで十分に「平和主義」がうたわれているよう

に見えるが、この規定は、実はたいしたことはない。こうした趣旨の規定は、イタリアやスペインをはじめ世界十数カ国の憲法にある。それに1928年にパリで締結され、翌年発効した「不戦条約」にも同様の趣旨が盛り込まれている。この条約は、第1次世界大戦の反省に立って、再び戦争が起きないように列強諸国が結んだものだ。それでも第2次世界大戦が起きたわけだが、現在、国連憲章の第2条第3項、第4項にも同じ趣旨が盛り込まれている。

だから、憲法第9条第1項は世界標準だし、世界中の国がこの不戦条約や国連憲章を守っていれば戦争は起こりえない。でも、実際には戦争は起こっている。なぜか、それは不戦条約や国連憲章に違反して他国を攻撃する悪い国があるから、そしてそうした国から武力攻撃を受けたら、それに対抗して武力行使をすることが認められるからだ。

日本国憲法が独特なのは、第1項だけではなく、第2項があることだ。第2項では「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としている。

ここにいう交戦権とは、戦争をする権利のことではなく、交戦当事国に戦時国際法上認められた諸権利を総称したものと解されている。具体的には敵国の将兵を殺傷することや捕虜にすること、作戦がうまくいった場合に敵国の領土を占領してしまうことなどだ。

個別的自衛権の行使ができるといわれるけれど、日本はこの交戦権を持たないわけだから、その場合であっても、たとえば普通の交戦国であればできる敵国の占領などはできない、と政府は説明してきた。

さらに問題なのは「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という規定の意味だ。これをもって「日本は非武装だ」という主張をする人は少なくないし、かつては憲法学者の大半がそうであったといってもよい。

そんな中で、政府は自衛隊がなぜ許されると考えてきたのか。その理屈は一言で言うと、憲法は第9条だけでできているわけではないということに尽きる。

9条に続く第3章で、憲法は、言論出版の自由、居住移転の自由など、様々な人権の保障をしている。もちろん財産権も保障している。つまり憲法は、国に対して国民のこれらの権利を守ることを求めているわけだが、「守る」というのは、単に国が侵さなければよいということではなく、侵されるのを防ぐ責任を負うことでもある。

そこで万一、不ふらちな外国が日本を武力攻撃する事態になれば、どうするのか。こうした人権はたちまち危

4面からつづく

機に瀕するが、そうしたときでも、第9条があるから、指をくわえて見ているということで良いのだろうか。

政府の立場は「それは違う」ということだ。万一そうした事態になったら、外国の武力攻撃を排除することは、主権国家としての当然の責任であるし、その責任を果たすために必要な最小限度の実力組織、9条第2項が禁止する「戦力」には当たらないと説明してきた。この必要最小限度の実力組織が自衛隊なのだ。

集団的自衛権とは

60年間、こうした説明を政府が繰り返してきた結果、今では自衛隊は違憲だと主張する人は少なくなった。

しかし、政府の理屈は裏返せば、外国が攻めてきて、国民の生命や財産に危険が及んだときだけ、自衛隊が実力行使をできるということだ。それ以外の場合、日本が攻められてもいないのに、実力行使をすることは、当然許されない。そこが、外国の軍隊、つまり「戦力」と異なるところだとしてきた。

外国の軍隊は自国が攻撃を受けていなくても、実力行使ができる場合がある。それが集団的自衛権だ。国際法上は「自国と密接な関係にある外国への攻撃を自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義されている。要するに、日本以外のどこかのA国とB国が戦争を始めたとする。日本はA国と密接な関係がある。そこで、B国から攻撃は受けていないけれども、A国を応援するために一緒にB国と戦うことができる権利ということだ。もちろんA国は、B国から攻撃されたと主張するのだろうが、一般に戦争は、双方に言い分があり、どちらが悪いと断じることができる場合の方が少ない。

なぜ、このような権利が認められるのか。それは国連憲章51条で、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」とされていることに根拠がある。

つまり、武力攻撃が発生した場合は、安保理が必要な措置をとるが、それまでの間、個別的自衛権と集団的自衛権に基づいて武力行使ができるということだ。日本も外国から攻撃された場合には、自衛のための実力行使ができるが、これは、ここという個別的自衛権に相当する。問題はそれと並んで、集団的自衛権も認められているという点だ。

そもそも、不戦条約以来、戦争は違法だとされているから、自国が攻撃されていないにも関わらず、武力行使をしようとすれば、集団的自衛権を根拠にする他ない。逆に、集団的自衛権と言えば、どんな戦争にも加わることができる。

集団的自衛権という語感から、何か大国の不当な侵略に対して、弱小な国が何力国が集まって対抗するというイメージを持つ人がいるかもしれない。しかし、外国に軍隊を送れる国は、大国しかない。現実には集団的自衛権を行使したのは、旧ソ連、アメリカ、NATO諸国が中心となったものばかりだ。

集団的自衛権をはじめて発動したのは、1956年のソ連によるチェコ侵攻だ。その後も、旧ソ連のチェコやアフガニスタンへの軍事侵攻は全て集団的自衛権の名の下に行われている。また、同様にアメリカもベトナム戦争などで集団的自衛権を発動している。

国連憲章によれば、本来そうした武力紛争が発生した場合、安保理がどちらが悪いのかを判断し、必要な措置を執ることになっているが、安保理の常任理事国であり、拒否権を持つソ連やアメリカが自国の戦争を正当化しないわけがない。結局、こうした戦争に際しては、国連は最後まで何らの措置もとれないままに終わっている。

ベトナム戦争には、オーストラリアや韓国も集団的自衛権を根拠に参加している。韓国は延べ32万人を派兵し、4千人以上もの犠牲者を出している。しかし、自衛隊はもちろん、ベトナムに行かなかったし、自衛官に一人の犠牲者も出さず、また、ベトナムの人を一人として殺していない。これは9条の下で集団的自衛権が認められなかったからにほかならない。

「権利があるのに使えない」ことはおかしくない

集団的自衛権行使容認に関する議論では、「日本も集団的自衛権を保有しているのに、使えないという解釈はおかしい。日本は成年被後見人か」というものがある。しかし、国際法上認められているというだけで、行使しなければいけないということはない。それは、各国の国民が判断することだ。

例えば、オーストラリアは憲法で永世中立を定めている。このため、外国と日米安保条約のような軍事同盟を結ぶことができない。しかしオーストラリアも国際法上、軍事同盟の締結権があることはいままでもない。

他にも国連海洋条約という条約がある。この条約では沿岸国はいずれも12海里的範囲内で領海を設定するこ

5面からつづく

とができるとされている。しかし、領海を設定していない国もあるし、12海里ではなく3海里としている国もある。このように国際法で許されていることと、それを実際に行うかどうかということは全く別の話だ。

日本は先の大戦の反省に立ち、国民が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」して、憲法第9条を定めたのだから、集団的自衛権の行使を認めないことは何もおかしいことではない。

海外での武力行使が可能に

さて、これまで政府は、憲法9条の下での自衛権発動の要件を、「わが国に対する武力攻撃が発生したこと」としてきた。

それが、今回の閣議決定では、わが国に対する武力攻撃があった場合に限らず、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合にも武力の行使ができることに改めるとしている。この結果、日本が武力攻撃を受けていなくても、自衛隊が海外で武力行使できることになる。

大きな問題は、他国に対する武力攻撃によってわが国の存立が脅かされ、国民の諸権利が根底から覆されるというのは、どういう場合なのかということだ。

総理や外務大臣は国会で、ホルムズ海峡が機雷封鎖されたり、米国の艦船が公海上で攻撃されたりした場合でも、この要件に当てはまり、集団的自衛権が行使できることがあり得るといった答弁をしているが、それだと何の歯止めにもならない。アメリカの軍隊と同じことを自衛隊ができることになる。そうなると一体、憲法9条は何なのかとなる。多くの国民は、日本は平和主義の国であり、アメリカと同じように海外で武力行使ができる国

だとは思っていないだろう。

政治の王道を踏み外した閣議決定

何よりも、もし集団的自衛権の行使をしなければ、国が立ちゆかないというのであれば、そのことを国民に説明し、納得してもらって、憲法9条の改正をするのが政治の王道ではないだろうか。

これまでの法制局の解釈がまちがっていたなどという次元に帰する話ではない。また、歴代の自民党政権の「軽武装、経済優先」という政治の路線は大勢として決して間違っていなかったのではあるまいか。

そうした国のあり方を変えるというのであれば、憲法改正の国民投票を通じて、国民に賛否を問うのがあるべき姿だろう。集団的自衛権を行使して武力行使に及べば、自衛隊員が犠牲になることも当然起こり得る。そうしたことについての覚悟を求める意味でも、国民の意思をしっかりと確かめることが必要だ。

では、今後どうすればよいのか。私は、政府になぜ、集団的自衛権の行使は許されないとしてきたこれまでの政府の憲法解釈を変える必要があるのかを厳しく問うていく必要があると思う。

閣議決定では、日本を取り巻く安全保障環境が変化したとして、大量破壊兵器の拡散、軍事技術の発達、グローバルなパワーバランスの変化などを具体例に挙げているが、そのことと日本が他国間の戦争にクビを突っ込むことの必要性とがどうつながるのか。

そして、このことと密接に関係するが、「わが国の存立を脅かし云々」という閣議決定の文言が、いったい何を指すのか。文言の上では極めて限定されるはずのこの閣議決定に基づいて、地球の裏側にまで自衛隊を送れるようなことにならないかどうか、来年行われる一連の安全保障法制の整備の過程で、しっかりと見極めていく必要がある。

反核医師の会 カンパのお願い

反核医師の会は、4月にニューヨークで開催されるNPT再検討会議に代表を派遣します。派遣のためのカンパにご協力お願いいたします。

振込先：郵便振替 00910-2-150366 まで

保団連沖縄視察会

沖縄の活動に連帯 基地の問題点を現地で学習



数多くのオスプレイが配備された普天間基地（左）を高台より視察する参加者（右）
普天間基地が住宅街の真ん中にある様子が見て取れる

11月23日・24日、保団連は沖縄の米軍基地や戦跡をめぐる、沖縄視察会を開催。反核医師の会から川西敏雄運営委員、兵庫県保険医協会から坂口智計先生、伊賀幹二先生が参加した。坂口先生、伊賀先生の参加記を掲載する。

これが神戸なら…想像してほしい 須磨区・歯科 坂口智計

今回、保団連沖縄視察会に参加させていただき、基地移転の問題は非常に根深く、簡単に解決できない問題であり、沖縄だけでなく、日本国民全体でもっとその問題の本質を理解し、深く議論しなければならない問題であると考えました。

普天間基地の最大の問題は、平地という平地が基地のために取り上げられ、民間人の利用できる平地がほとんどないことです。

「世界で最も危険な飛行場」と、米国防長官に言われる普天間基地ですが、基地のフェンスの周囲にびっしりと住居や商店、病院、学校がひしめき合うように建てられています。民間人が使える平地がとても少ない本島では、市街地の拡大とともにそうせざるを得なかったと思われる。

それに対する米国の言い分は、何もなかった普天間基地の周囲に、どんどん勝手に日本人が進出し、住み始めてきたから今のような世界で最も危険な基地になったのだというものです。この視点から根本的に欠落している事実、70年前、元々島民が住んでいた土地を家屋ご

と焼き払い、ブルドーザーで平らにし、敗戦であえぐ島民を収容所に収容している間に、飛行場として整備し基地を拡張してきたことです。維持管理費は言うに及ばず、地権者に支払う地代も含めて全て日本の思いやり予算、私たちの血税で賄われているのです。

米国で基地を作る際、周囲に住居や学校を建設しない広大な安全地帯を設けるという基準があるにもかかわらず、普天間基地は他国の領土にあるのでこの基準が適用されていません。

普天間基地のロケーションは近隣住民にとって最悪であり、市の70%が基地で、かつど真ん中にあるので、市を横断する道路を作れず、消防車や救急車でさえ大きく基地を迂回する形で移動しなければならない異常な状況にあります。

これは本当に大変なことで、神戸市なら中央区、兵庫区あたり全てが基地の敷地で占められ、市民は一切近寄れず、基地周囲のフェンス直近から六甲のすそ野一帯と海岸線一帯がびっしりと住居になっていると想像していただければよいかと思います。こう着状態にあった基地移転問題で、仲井眞元知事、安倍政権が辺野古移転を進めたのも、この異常事態を察すればある程度理解するべ

きかもしれませんが、国税で全て賄おうとしていることにもっと本土の人間も敏感になるべきではないでしょうか。

今回のような現地の視察会はとても勉強になりました

た。基地問題に無関心になりがちな本土の友人・知人にも沖縄の実情をもっと知ってもらうように、話し続ける必要があると痛感しました。今後もこのような企画を、ぜひ行っていただきたいと思います。

自らの目で見えた基地問題

西宮市 伊賀幹二

私は以前から沖縄の基地問題に関心を持っていた。しかし、内地ではその情報入手に関して限界があり、現地を一度見てみたいと思っており、今回、参加させていだいた。

出発前日、保団連から送られてきた今回の要綱には、キャンプシュワブのテント村での座り込みが計画されていた。私がこの企画に参加するのは、基地建設反対のためではなく、基地視察が目的である。申し込みの説明文には、「基地反対運動」とは書かれていなかった。座り込み計画を事前に知っておれば、たぶん応募しなかっただろう。

夜の11時に着いた那覇空港でまず感じたのは、若者の喫煙者がとっても多いということであった。沖縄中部病院で2年間の研修をしている医師から聞いた、タバコのせいでCOPDの高齢者が内地に比べて沖縄にはとっても多いということの意味が納得できた。

翌朝8時から、名護市のキャンプシュワブで何年にもおよぶテントをはって抗議活動をしている人々の話を聞いた。その海はとっても美しく、現地の人々が自然を残したいという気持ちをよく理解できた。しかし、自然破壊ということで基地反対を訴える沖縄の一部の人が、海岸付近でたばこを溝に捨てていたのを見て、なんともいえない気持ちになった。

午後の島北部のヘリポート見学では、広大な敷地がアメリカ軍のジャングル戦闘訓練のための基地であることをきいてびっくりした。基地面積が沖縄本島の20%というのも体感できた。アメリカ軍はこの広大な敷地の賃貸料を負担していないとのことであった。

夜に、仲里尚実・沖縄協会理事長から、経済的に基地には負っていない沖縄の現状と、普天間基地が撤去されたとの想定時の経済効果が提示された。私は質問した。「そのデータが正しければ、基地が撤去されたら、経済的な発展を遂げるかもしれない。それが実現した場合、沖縄をどう守るのか？ 中国が攻めてくるかもしれな

いという不安はないのか？」と。彼は、「沖縄は中国と歴史的に友好関係があり、中国と敵対する安倍外交ではなく、友好的な外交を行えば、日本に攻めてくることはない」と返事された。



アメリカ軍「中国が攻めてくるかもしれないので日本から撤退させ、自衛

隊のみで本当に国防ができるだろうか？ 戦争をしないで平和をめざすと宣言する外交だけで、他国から侵略されることはなくなるのだろうか？ どこかの国に侵略されたら、国連は迅速に判断して、われわれを守ってくれるのだろうか？

翌日、見学した普天間飛行場の周りに民家が多く建っていた。もし、ここがアメリカの州ならば、アメリカの条例により危険区域とされ、基地周辺には建物は建てることできないとのことであった。

第二次大戦後、アメリカ軍がこの土地を略奪して飛行場を建設した後に、沖縄の住民が帰ってきて、自分の土地に住居を建てたと説明を受けた。たとえそれが先祖伝来の土地であっても、私なら、将来の危険を感じて別の地域に住み移っただろう。そんな選択もないくらい、普天間の人たちは貧しかったのだろうか。

2004年に起こった沖縄国際大学へのアメリカ軍ヘリコプター墜落事件や、オスプレイ導入の「夜間には飛ばない」約束に対する、日本の主権を覆すような出来事をきくと、沖縄県民が、大戦後から堪え忍んでき、アメリカ軍を何とかしてほしいというのは十二分に理解でき

9面からつづく

た。

「基地反対運動をしているのは沖縄本土の人より中国人や韓国人が多い」という報道に関して、基地反対の2人の沖縄の人に尋ねたが、そのような人を見たことがないとのことだった。しかし、解散した県庁前で、2人の男女が、中国に対する警戒を拡声器でアピールしていた。「新しい知事は、中国共産党所属で、将来沖縄を乗っ取ることを考えているので注意しなければならない」と。今回のことで特に感じたのは、正確でかつ中立な情報を

得ることの難しさである。不十分かもしれないが、数カ月くらい沖縄に住んで、現地の人たちと仲良くなって、はらをわって話をしないと正確な情報はつかめないのではないと思う。

参加していろいろなことを理解できたし、自分なりに問題点も整理できた。そして、この沖縄問題を解決することは、背景が複雑で、とっても困難であることを実感した。

(この感想文は個人の意見で、反核医師の会の見解とは異なります)

第25回反核医師のつどい in 福岡

核のない世界へ 韓国反核医師の会と交流



瀬戸山大学副学長（左端）と韓国反核医師の会メンバー（右3人）が会場も交えて意見交換した

記念講演では、元朝日新聞記者の伊東千尋氏が「憲法を活かす・地球を守る」というテーマで講演した。伊藤氏は海外特派員時代の経験から、世界各国の脱原発の動きを紹介した。また、日本国内での再生可能エネルギーの活用として、大分県の八丁原地熱発電所を紹介し、日本は火山国家であり再生可能エネルギーの可能性が大きく広がっていると語った。

学習講演1では山口大学副学長の瀬戸山氏が、「私たちは、東アジアにどう向き合うのか」をテーマに講演した。戦争の反省から今後はアジアとの相互理解を深めて平和共同体を構築することの重要性が示された。

学習講演2では「韓国の反核運動における医療人の取り組み」というテーマで韓国反核医師の会から報告が行われた。共同代表の白道明氏から韓国での研究および政策活動について、運営委員の盧泰孟氏から送電塔建設地域での健康調査活動や建設反対運動について報告

がなされた。その後、瀬戸山氏と韓国反核医師の会のメンバーで会場と意見交換を行い、日韓の核兵器廃絶と脱原発運動についての交流と意見交換がなされた。

2日目は、「核廃絶と平和問題」「原発と代替エネルギー問題」をテーマとする分科会がそれぞれ開催され、熱い討論が交わされた。つどいの最後には、アピール文が採択され、憲法9条を守りいかにして東アジアの平和と非核化を目指し、来年ニューヨークで開かれるNPT再検討会議に向けて運動に取り組んでいくことを参加者で確認しあった。

全国反核医師の会は11月1日、2日に「第25回反核医師のつどい in 福岡」を都久志会館で開催し、全国から医師、歯科医師ら273人が参加した。広島市長や長崎市長からもつどいに対してメッセージが寄せられた。核戦争を防止する兵庫県医師の会からは近重民雄運営委員長、加藤擁一、川西敏雄両運営委員、福田俊明、松岡泰夫先生が参加した。



世界の脱原発運動について紹介する伊東千尋氏

神戸

憲法集会

2015年

5月2日(土)

12:30開場 / 13:30開演

戦後70年、
日本国憲法の
ねうちを学ぶ

神戸芸術センター 2F 「芸術劇場」

○会場費・資料代1,000円(学生500円)

○保育有り

講演1 日本は戦争をするのか
—集团的自衛権と自衛隊



東京新聞論説兼編集委員

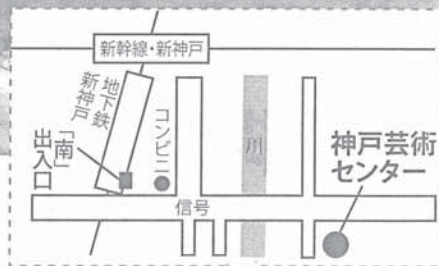
半田 滋さん

講演2 沖縄からみる日本の
民主主義の現状と課題
—主権、憲法、安保、基地、人権を検証する



沖縄国際大学経済学部
地域環境政策学科教授

前泊博盛さん



神戸市営地下鉄「新神戸駅 南」
出入口から徒歩4分
三宮駅から徒歩15分

主催●神戸憲法集会実行委員会 連絡先・事務局／兵庫県憲法会議 TEL.078-351-0677 FAX078-371-7376

協賛●憲法改悪ストップ！兵庫県共同センター／「憲法改悪反対」灘区共同センター／中央区憲法共同センター
憲法改悪反対兵庫区共同センター／憲法を守る北区共同センター／九条の会・長田区交流会
平和憲法を守る須磨区共同センター／平和憲法を守る垂水区ネットワーク／憲法9条を守る西区共同センター

非核「神戸方式」決議

非核「神戸方式」と憲法9条を
守り、世界へ広げよう

40周年

1975→2015

記念講演

太田昌克さん
(共同通信編集委員)

日米核同盟の深層～密約と呪縛を超えて
米軍艦が寄港した全国の港湾の闘いの紹介



核密約・核兵器持ち込み問題の解明、研究—現代の核問題や日米核密約に関する調査報道で目覚ましい活躍を続ける太田昌克さん。今日のジャーナリズムのあり方について、いまでも実体験から語ります。いま、非核「神戸方式」が新しく注目を集めているのはなぜか…非核・非同盟の日本とアジアを実現する展望も明らかになります。

記念のつと

3月18日[水]

18時半開会(18時開場)
神戸市勤労会館大ホール

資料代: 1,000 円



主催 非核「神戸方式」決議40周年記念集会実行委員会
協賛 非核の政府を求める兵庫の会
後援 神戸市・神戸市教育委員会

〈事務局団体〉神戸港湾共闘会議、新日本婦人の会兵庫県本部、
神戸市職員労働組合青年女性部、兵庫県原水協
神戸市中央区元町通 6 丁目 7-6 茶本ビル 5 階
◎TEL(078)341-2818 ◎FAX(078)371-2427 ◎メール hikakukobe@yahoo.co.jp

九条の会. ひがしなだ 9周年記念講演会



内田樹が語る

「街場の戦争論」 ～グローバルズムと憲法九条～

日時：**3月7日(土)** 開場 18:00

開演 **18:30～20:30** (終了予定)

会場：**うはらホール** (JR 住吉駅から東へ徒歩2分)



記念講演

うちだ たつる
講師：**内田 樹さん**

(神戸女学院大学名誉教授)

記念対談

泥 憲和 さんと

(元自衛官・『安倍首相から
「日本」を取り戻せ』著者)



司会：**小山乃里子さん** (ラジオ・パーソナリティ)

*終了後、ロビーにてサイン会があります

成功協力券：**1,000 円** (高校生以下無料)

主催：**九条の会. ひがしなだ**

問合せ：**090-7366-9420** 中村

ホームページ：<http://higasinaada9.web.fc2.com/>

総会は、15:00 より、東灘区民センター第1会議室（8階）にて開催します。



内田樹（うちだ たつる）

1950（昭和25）年、東京生まれ。神戸女学院大学名誉教授。武道家、多田塾甲南合気会師範。東京大学文学部仏文科卒業。専門はフランス現代思想、武道論、教育論、映画論など。主著に『憲法の「空語」を充たすために』『街場の憂国論』ほか多数。『私家版・ユダヤ文化論』で小林秀雄賞、『日本辺境論』で新書大賞受賞、著作活動全般に対して伊丹十三賞受賞。神戸市で武道と哲学のための学塾「凱風館」主宰。



日本はなぜ、「戦争のできる国」になろうとしているのか？

僕たちが今いるのは、二つの戦争、つまり「負けた先の戦争」と「これから起こるかもしれない戦争」に挟まれた戦争間期ではないか。これからの日本は、どこに向かおうとしているのか！



うはらホール（東灘区民センター内）
所在地：東灘区住吉東町5丁目1-16
TEL：078-822-8333

JR 住吉駅から屋根付き歩道で東へ徒歩2分

協賛：9条の心ネットワーク、兵庫県弁護士9条の会、芦屋「九条の会」、灘区九条の会、宝塚九条の会、九条の会かわにし、いたみ九条の会、テアトル9、9条の会西区連絡会、9条の会須磨区連絡会、

長田区九条の会連絡会、「九条の会」西宮ネットワーク、九条の会・明石連絡会
九条の会・兵庫県医師の会、市民社会フォーラム（2015.1.18 現在）

非核の政府を求める兵庫の会 市民学習会

亡国の安保政策

安倍政権と「積極的平和主義」の罠

日 時 6月19日(金)18:30~20:30

会 場 兵庫県保険医協会 5階会議室

講 師 柳澤 協二さん(元内閣官房副長官補)

対 談 泥 憲和さん(元自衛官・防空ミサイル部隊所属)

参加費 1000 円

主 催 非核の政府を求める兵庫の会 問合せ・事務局 電話 078-393-1833 shin-ok@doc-net.or.jp

協 賛 市民社会フォーラム



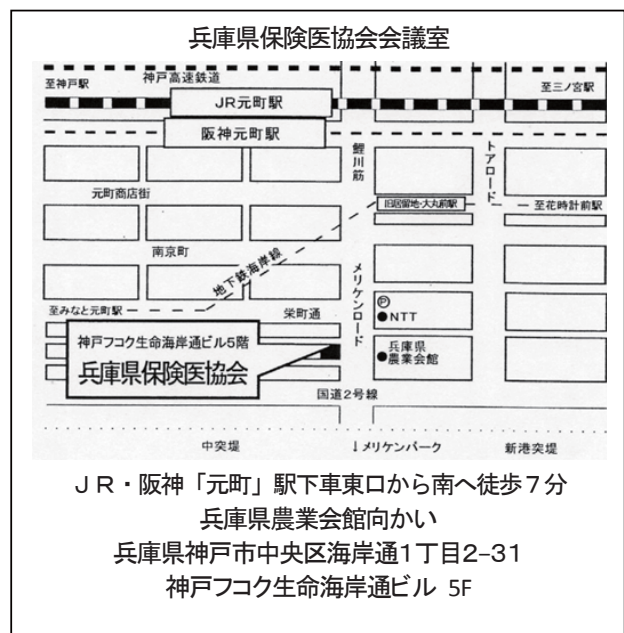
柳澤 協二(やなぎさわ きょうじ)さん

「自衛隊を活かす：21世紀の憲法と防衛を考える会」(略称：自衛隊を活かす会)代表。1946年東京都生まれ。大学卒業後の1970年に当時の防衛庁に入庁。防衛大臣官房官房長、防衛研究所所長などを経て、2004~2009年まで内閣官房副長官補(安全保障担当)。イラクへの自衛隊派遣などを監督する。2009年の退官後はNPO「国際地政学研究所」理事長などを務める。

安倍首相は、I S I Lによる邦人2人の殺害を防げなかったことについて、検証をおざなりにする一方、「対テロ」を口実に、自衛隊海外派兵と集団的自衛権行使を可能にする安全保障関連法の整備を進め、「戦争ができる国づくり」をめざしています。

今回は、自衛隊出身者として、安倍政権の危険な道について徹底した批判をしているお二人をお招きします。

安全保障のスペシャリストとして歴代内閣に仕えた柳澤協二さんが講演し、元自衛官で安倍政権の集団的自衛権行使に反対している泥憲和さんと対談いたします。



非核の政府を求める兵庫の会 市民学習会

4年目の「福島の実」

脱原発と核兵器廃絶の願いとともに

日 時 4月18日(土) 14:00~16:00

会 場 兵庫県保険医協会 5階会議室

講 師 野口 邦和さん(日本大学准教授)

参加費 1000円

主 催 非核の政府を求める兵庫の会 問合せ・事務局 電話 078-393-1833 shin-ok@doc-net.or.jp

協 賛 日本科学者会議兵庫支部/市民社会フォーラム



野口 邦和 (のぐち くにかず) さん

1952年千葉県生まれ。東京教育大学大学院理学研究科修士課程修了。現在、日本大学准教授。理学博士。専門は放射化学・放射線防御学・環境放射線学。日本科学者会議原子力問題研究委員会委員長。原水爆禁止世界大会実行委員会運営委員会代表。福島第一原発事故後、福島大学客員教授、福島県本宮市放射能健康リスク管理アドバイザーなどを務める。主な著書『放射能からママと子どもを守る本』(法研、2011年)、『原発・放射能キーワード事典』(旬報社、2012年)、『放射線のはなし』(新日本出版社、2011年)、『原発・放射能図解データ』(大月書店、2011年)、共著『放射線被曝の理科・社会 四年目の「福島の実」』(かがわ出版、2014年)。

3.11福島原発事故から4年目となる今、福島の実放射線汚染はどんな現状なのか？福島に人は住めるのか？福島の実食品は食べても大丈夫なのか？福島県の自治体で放射線防護の専門家としてアドバイザーを務め、非核の政府を求める会(全国)常任世話人、日本科学者会議原子力問題研究委員会として、脱原発・核兵器廃絶運動に取り組んでいる野口邦和さんにお話しいただきます。



※和順会館内の別会場にて開催の並行企画(有料)への参加と併せてご覧ください。